



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

カネミ油症診断基準の拡大による新たな患者認定の際の
意見書作成に関する協力依頼について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部より別紙のとおり協力依頼があり、本会第 28 回全理事会(H24.12.27)において、本会としても本事業に協力することにいたしましたのでご連絡申し上げます。

これは、油症発生当時のカネミ油症患者（認定患者）の同居家族で、下記 1 の基準を満たす者が新たに認定の対象となったもので、その認定申請にあたって医師の意見書（別紙参照）が必要となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますと共に、意見書作成について貴会会員のご協力を賜りますよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 新たにカネミ油症患者の認定対象となる方は平成 25 年 1 月 21 日より医療機関に来院されます。
- 2) 本件に関するお問い合わせについては、下記 2 の担当部署にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 新たにカネミ油症患者の認定対象となる者

(下記 3 つの条件をすべて満たしていることが認定の対象となります。)

- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者）と同居していた者。
- 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した者。
- 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要な者。

※条件 (3) について、医師の意見書が必要となっております。

2. 問合せ先

北 九 州 市 : 北九州市保健福祉局保健医療部生活衛生課

Tel. 093-582-2435

福 岡 市 : 福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課

Tel. 092-711-4277

大 牟 田 市 : 大牟田市保健所生活安全課

Tel. 0944-41-2668

その他の地域 : 福岡県保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

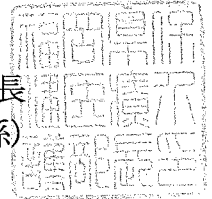
Tel. 092-643-3280 (内線 3078)

24保衛第2598号

平成24年12月26日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課食品衛生係)



診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成に関する協力依頼
について (依頼)

日頃から保健医療介護行政の推進につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、カネミ油症患者に対する支援については、本年9月5日付けで「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が施行されました。また、同法に基づき11月30日付けで「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」が取りまとめられ、様々な対策が行われることになりました。

その一環として、本年12月3日から油症発生当時のカネミ油症患者（認定患者）の同居家族で、下記の基準を満たした方が、新たに認定の対象となり、認定申請にあたって、医師の意見書（別紙）が必要となりました。

つきましては、貴職におかれましても、このような対策の実施について御理解いただくとともに、意見書の作成について貴会会員の御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「意見書の作成にあたっての留意事項」を添付しておりますので、御参照ください。

記

1. 新たにカネミ油症患者の認定の対象となる方

以下の3つをすべて満たす方が新たな認定の対象となります。

- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者）と同居していた。
 - 2) 油症発生当時、カネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した。
 - 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要
- ※ 3) について、医師の意見書が必要となります。

各医師会通知



現在の心身の症状に関する様式（例）

申請者ご自身がご記入ください

- ・氏名 _____
- ・住所 _____
- ・生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
- ・現在の心身の症状
 - ※医師の意見を依頼する前に、申請者ご本人が記入してください。
 - ※1～7について、該当するものに○をつけてください。
 - 1 頭痛 2 神経痛・しびれ 3 全身倦怠感・ひどい疲れ 4 不眠
 - 5 呼吸器症状（具体的に： _____）
 - 6 眼の症状（具体的に： _____）
 - 7 その他の症状（具体的に： _____）

医師がご記入ください

医師の意見

上記の者は、

イ．以下の疾患により、継続的な加療を要します。

疾患名 _____

ロ．継続的な健康管理を要します。

※イ又はロについて、該当するものに○をつけてください。

平成 年 月 日

医療機関名

所在地

医師氏名

印

※医師の方々へ

これは、カネミ油症の発生当時に油症患者と同居していた方々について、油症患者として認定するための申請に必要な書類です。申請者の心身の症状から、継続的な加療を要するか、継続的な健康管理を要するかを、ご記載いただくようお願いします。

意見書の作成にあたっての留意事項

- 1 意見書は、カネミ油症であるか否かのご判断をお願いするものではなく、申請者の現在の症状や疾患について、継続的な治療やその他の健康管理を要するかどうかを記載していただくものです。
- 2 何らかの症状（例：全身倦怠感等）があり、継続的な加療までは必要としない場合であっても、継続的な健康管理を必要とする場合は、「☐ 継続的な健康管理を要します。」に○を付けてください。
- 3 「継続的な健康管理を要する」とは、受診など何らかの医学的な注意を要することを意味しますが、受診等の頻度は問いません。
（「何らかの医学的な注意」の中には問診だけの場合も含まれます。また、患者さんへ有症時の受診を勧めた場合も、この「継続的な健康管理を要する」に該当します。）
- 4 意見書の作成費用については、各医療機関の実情に応じて、徴収して差し支えありません。
- 5 医師氏名欄には署名または記名押印をお願いします。
- 6 その他
油症について把握していただくための参考資料として、九州大学病院油症ダイオキシン診療センター作成の「油症の現況と治療の手引き（抜粋）」を添付いたします。

* 不明な点がございましたら、申請者のお住まいの自治体にお問い合わせ下さい。

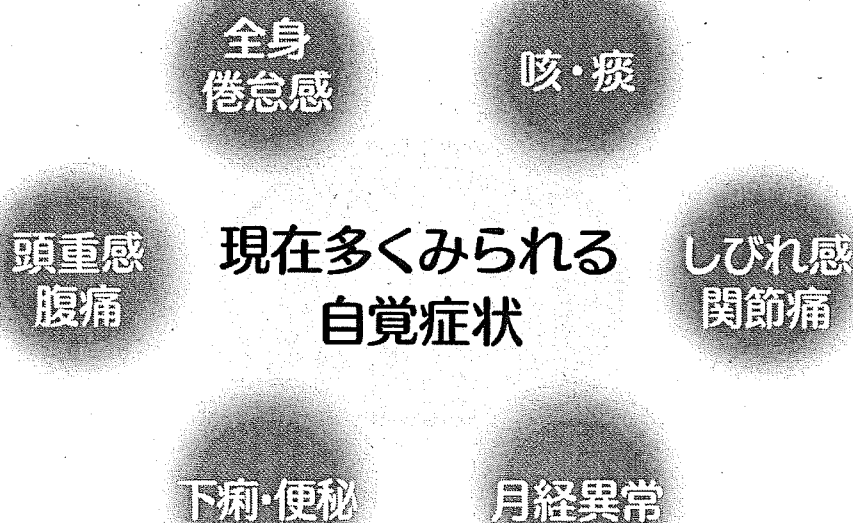
問い合わせ先

- ・北九州市に申請者がお住まいの場合
：北九州市保健福祉局保健医療部生活衛生課 濱田・今泉
TEL 093-582-2435（直通）
- ・福岡市に申請者がお住まいの場合
：福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課 佐藤・甲斐
TEL 092-711-4277（直通）
- ・大牟田市に申請者がお住まいの場合
：大牟田市保健所生活衛生課 中山・杉山
TEL 0944-41-2668（直通）
- ・北九州市・福岡市・大牟田市以外に申請者がお住まいの場合
：福岡県保健医療介護部保健衛生課 有光・真鍋
TEL 092-643-3280（直通）

油症とは

- 油症は1968年に福岡県、長崎県を中心とした西日本において、カネミ倉庫会社製のライスオイルを摂取することで発生しました。
- ライスオイルはpolychlorinated biphenyls (PCBs) や、ダイオキシン類である polychlorinated dibenzofurans (PCDFs) などに汚染されていたため、油症はこれらの有機塩素化合物による複合中毒と認識されています。特に2,3,4,7,8-Penta-CDFは、現在でも健常人の約10倍*の濃度で患者血中に残留しています。
- 油症発症早期には黒色面皰、痤瘡様皮疹、顔面・指趾爪の色素沈着などの皮膚症状、マイボーム腺からのチーズ様分泌物、瞼結膜・球結膜の色素沈着などの眼症状、四肢のしびれ、知覚鈍麻などの神経症状、月経周期の異常などの婦人科症状がみられました。
- 現在では特徴的な皮膚症状、眼症状を呈する患者は減少していますが、全身倦怠感、頭痛・頭重、四肢のしびれ感、咳嗽、喀痰、腹痛などはいまだに40-70%#の患者に認められ、これらの症状と血中ダイオキシン濃度とが相関することがわかっています。
- ダイオキシン類・PCB類の慢性毒性、発癌性、次世代への影響などには不明な点が多く、引き続き調査・研究が必要です。

#:厚生労働科学研究班の調査(,n=371;#,n=358)より





(参考資料1)

食安企発1212第1号
平成24年12月12日

(社) 日本医師会
常任理事 石川広己 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長

診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び
油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について

食品安全行政の推進につきましては、平素より多大なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

カネミ油症事件は、昭和43年10月に西日本を中心に発生した米ぬか油による食中毒事件です。

カネミ油症患者に対する支援については、先の通常国会で成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」や同法に基づき策定された「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、原因事業者であるカネミ倉庫（株）による医療費の支払い等の支援、カネミ油症患者の健康状態の把握、油症診断基準の見直しや医療提供体制の確保を図ることとなっております。

つきましては、貴職におかれましても、こうした対策の実施についてご理解いただくとともに、下記について、地域医師会及び貴会会員のご協力を賜りますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、カネミ油症に関する正しい知識についての普及啓発等を行うため、厚生労働省ホームページ内にカネミ油症に関するサイト（※）を設置しておりますので、あわせて、地域医師会及び貴会会員へ情報提供をお願いいたします。

今後とも、カネミ油症患者の支援について、御協力をお願い申し上げます。

※http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/kanemi/

記

1. カネミ油症患者の認定は、油症治療研究班（研究代表者：古江増隆九州大学教授）が策定した油症診断基準に基づいて行われてきましたが、今般の法律制定時に、立法府より、診断基準について、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう見直すよう求められたところです。これを受け、油症治療研究班において、本年12月3日付で、事件当時の同居家族であり、現在も症状を有し、継続的な治療その他健康管理を要する場合は、油症患者とみなすとの改定（参考1）が行われ、認定する際には、医師の意見書を要することとなりました。今後は、同居家族としての認定を求める者（以下「申請者」という。）は、主治医等に意見書（参考2）の記載を依頼し、これを都道府県知事等に提出することとなります。

つきましては、申請者より、意見書への記載について、貴会会員医療機関に対し、依頼があった場合には、ご協力いただくようお願いいたします。

なお、当該意見書は、主治医等にカネミ油症であるか否かのご判断をお願いするものではなく、申請者の現在の症状や疾患について、継続的な治療やその他の健康管理を要するかどうかを記載していただくものです。

2. 基本指針において、カネミ倉庫（株）が発行している油症患者受療券が利用できる医療機関数の拡大を図ることとされています。厚生労働省では、平成25年度に実施予定のカネミ油症患者の健康実態調査において、カネミ油症患者の方々に油症患者受療券の取扱を希望する医療機関について、要望をお伺いする予定です。その結果を受けて、今後、都道府県等から、地域医師会又は医療機関に、油症患者受療券の取扱について依頼がなされることがあり得ます。そうした際には、できる限りご協力いただくよう、お願い申し上げます。

※ 油症患者受療券とは、カネミ油症患者が医療機関に提示することにより、窓口での利用者負担の支払を要することなく医療を受けることを可能とするものです。油症患者受療券の取扱について同意いただける医療機関については、医療費の利用者負担分を直接カネミ倉庫（株）に請求いただくこととなります。

以上

参考略

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要）（参考資料2）

カネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、①**基本理念**を定め、②**国等の責務**を明らかにし、③**基本指針**の策定について定めるとともに、④**施策の基本となる事項**を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

*カネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。

*カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。

*カネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮。

*原因事業者に対する国の支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として行われるものとする。

国等の責務

国
基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施

関係地方公共団体
基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施

原因事業者
医療費の支払その他被害の回復の誠実な実施等

国民
正しい知識を持ち、カネミ油症患者等が差別されないように配慮

基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

基本的施策

原因事業者による医療費の支払その他被害の回復の支援

カネミ油症患者の健康状態の把握

診断基準の見直し及び調査・研究の促進等

カネミ油症患者に対する医療提供体制の確保

症状・治療等に関する情報の収集・提供、相談支援の推進

<附則>

- ・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・経済的社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

基本指針（概要）

○原因事業者による医療費の支払等の被害の回復の支援

＜医療費の支払の支援＞

今後とも、最大限、カネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたって医療費がカネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようにする。

＜一時金の残余の支払の支援＞

カネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米穀の保管の委託数量の拡大等による収入の増加を図り、その利益について一時金の残余の支払に適切に充てられるようにする。

＜上記施策の実施の確保＞

カネミ油症患者に対し医療費や一時金が確実に支払われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じてカネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

○カネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

○カネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、油症治療研究班に対して、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめよう要請する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

○カネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

○カネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相談支援

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。

また、厚生労働省や関係都道府県は、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応する。

○カネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

＜カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発＞

カネミ油症患者等が不当に差別されることのないよう、国及び関係地方公共団体は、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

＜関係団体等による定期的な協議等＞

国、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。